

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.93

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

60 歳以上の消費者トラブルが 40 万件を突破!

国民生活センターHPより一部抜粋

国民生活センターは、全国の消費生活センター等に寄せられる相談のうち、契約当事者が 60 歳以上である相談は増加傾向にあり、2018 年度には約 43 万件と過去 10 年で最高を更新し、相談全体に占める 60 歳以上の相談の割合も約 49%と増加していると発表しています。

トラブルの現状を知って、被害を防ぎましょう!

相談事例

【事例 1】

裁判の通知ハガキが届き連絡したら
弁護士から取り下げ費用を請求された

【事例 2】

契約先の関連会社と偽られて別会社と
光回線の契約をしてしまった

【事例 3】

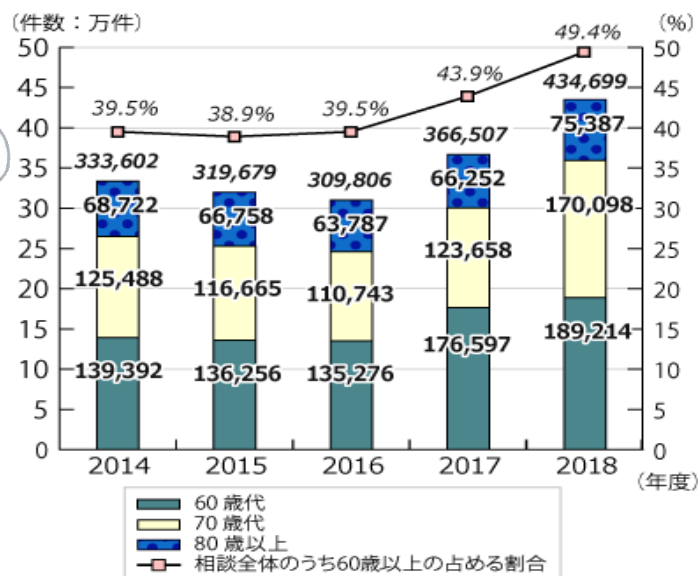
訪問され契約した塗装工事の解約を申し出
たが断られた

【事例 4】

説明をよく理解せずにスマートフォンとタブレ
ットを契約し高額な請求を受けた



図 PIO-NET にみる 60 歳以上の相談件数および相談全体のうち 60 歳以上の割合の推移



60 歳以上の契約当事者の トラブルの特徴

1. 情報通信関連の相談が非常に多い
2. 高齢になるにつれ、訪問販売や電話勧誘販売の相談が増加している

消費者へのアドバイス

1. 消費者トラブルはひとつとではありませ
ん。自分は大丈夫と思いこまず、日頃からい
ろいろな消費者トラブルについて知っておき
ましょう
2. 消費者トラブルを防ぐには、周囲の方
による見守りも非常に大切です

高齢者の見守りと気づきのポイント チェックリスト

家の様子について

- ☐ 家に見慣れない人が出入りしていないか
- ☐ 不審な電話のやりとりがないか
- ☐ 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- ☐ 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがないか
- ☐ 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか
- ☐ カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか

本人の様子について

- ☐ 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- ☐ 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか
- ☐ 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか

★不安に思った場合やトラブルになった場合は、

消費者ホットライン(188:「いやや!」)にご相談ください!



消費者庁 消費者ホットライン188

イメージキャラクター イヤヤン



独立行政法人
国民生活センター